

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

意見陳述要旨

2025(令和7)年2月20日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

松竹 伸幸

意見陳述の機会を与えて頂き、ありがとうございます。今回、原告の側は、「共産党の党員たる地位は法律上の地位であること」について準備書面を提出しています。その準備過程で、自分自身の党員としての地位についていろいろ考えることがありましたので、それに関して述べたいと思います。

1 党員の献身に支えられている共産党と「赤旗」

今月1日は、日本共産党の機関紙である「赤旗」が創刊されてから、97年目を迎える日でした。「赤旗」には一般紙の「社説」にあたる「主張」という欄があるのですが、その日の「主張」では冒頭近くに、こういう言葉がありました。

「9万人を超える党員、支持者が、雪の朝も、酷暑の日も、配達・集金に参加する——こんな献身に支えられている新聞は世界でも他に例がありません。」(「赤旗」主張2025年2月1日)

そうなのです。私も以前、共産党本部に勤務していた頃、国政選挙の候補者として全国を飛び回っていた時期を除くと、配達・集金に参加していました。

当時住んでいた3000戸規模の団地とその周辺も含みますので、配達する部数もかなりのものです。どんなに遅くても朝の7時までには読者のもとに届けなければなりませんから、家を出発するのは朝の5時頃です。まさに「雪の朝も、酷暑の日も」欠かすことはありませんでした。

それでも配達の場合は、ちゃんと早朝に起きればできることであり、よほど体調を崩していない限り、困ることはありません。問題は集金のほうです。こちら仕事から帰ってのことになりますし、相手のあることですから、留守にしていれば翌日、翌々日と何回も訪ねなければなりません。何回もお会いするうちに親しくなる人もいて、そういうご家庭を訪ねる際は心が軽やかになります。来月からはもう配ってくれると言われることも

あって、落ち込むこともしばしばありました。

2 共産党員の献身は特別だが政党にとっては普通のこと

何が言いたいのかというと、共産党というのは、先ほどの「主張」にある通り、党員の「献身に支えられている」ことです。「赤旗」の配達・集金ではありません。

選挙になればチラシを配り、掲示板にポスターを貼り、有権者に支持を訴えて回ります。かといって、どんなに頑張っても収入を得るわけではありません。それどころか、党規約により、党員は収入の1%を党費として納める義務があります。いま国民の平均年収は450万円程度とされていますから、4万5000円程度ということです。「赤旗」の代金も1年で5万円を超えますので、合計すると約10万円です。しかも、証拠として党費納入袋を提出していますが、党員は毎月、党費以外に選挙カンパや事務所の維持費など、党費を上回る支出が求められます。

この多額さは、他党と比べると群を抜いています。年間の党費を見ると、自民党は4000円、公明党は3000円、立憲民主党は広報紙代金も含めて4000円、維新の会は2000円、国民民主党は4000円ということですから、党費だけでも共産党員は他党の約10倍を納めていることになります。

ただし、どの政党であれ、その政党がめざす目標を実現するため、党員にある程度の献身を求めるのは常識であって、そこに違いはありません。私にしても、党費の納入や「赤旗」の購読に疑問を持ったことは一度もありませんでした。

3 政党は1人ひとりの党員が主体となつてつくる

ある目標をめざした個人が集まる結社だということで、政党と宗教団体は似ているとする考え方があります。被告が前回の期日で提出した準備書面も、「前提問題が宗教上の教義に関することであるとの理由で、法律上の争訟に当たらないとして却下され」た宗教団体をめぐる裁判事例を取り上げ、政党の除名問題も綱領や規約などの解釈、運用が問題になっているので、「裁判所が関与すべき問題でもない」と主張しています。宗教団体の教義と政党の綱領・規約を同一視しているわけです。

確かに、構成員の献身性という角度から見ると、政党と宗教団体には似たところがあるかもしれません。しかし、根本的な違いもあります。

宗教団体は、キリスト教のイエスとか、イスラム教のムハンマドとか、仏教の釈迦のように、多くの場合、特定の教祖がいて、その教えに従う人たちがつくるものでしょう。

けれども政党は異なります。日本共産党についても、1922年に設立されましたが、公式の党史で「創立の準備は、前年4月からはじまり、共産主義者のグループや個人がこれに参加」したと書かれています。その記述が示すように、1人ひとりの党員が主体となつて結社である共産党をつくったのです。

4 宗教団体の教義と異なり政党の綱領は変化していく

この違いが、宗教団体と政党に根本的な違いを生み出します。何の違いかというところ、教義と綱領・規約の性格、位置づけの違いです。

宗教団体の場合、キリスト教の聖書、イスラム教のコーラン、仏教の経典に見られるように、教祖の言葉や考え方を記した古い教義がずっと大切にされています。聖書やコーランを廃止して、新しい教義をつくるようなことはありません。

けれども、政党の綱領は時代にあわせて変化していきます。共産党にしても、私の手元にあるのは1961年に制定された綱領を掲載した同年刊行の『日本共産党綱領集』ですが、過去の綱領やそれに準ずるものとして、22年の綱領草案、27年テーゼ、32年テーゼ、45年の行動綱領、46年の大会宣言と行動綱領、47年の行動綱領、50年の訴え、51年綱領、58年の行動綱領が載っています。

61年綱領についても、2004年に廃止され、まったく新しい綱領となりました。その間にも、大会の度に何回も部分的な改正はされましたし、2004年の綱領も2020年に改正されています。

なぜこれほどの改正が必要になるのでしょうか。それは、宗教団体の教義が時代を超えても大きくは変わらない人間の心の問題を扱うのとは異なり、政党の綱領というものが、現実の目の前の政治、社会の変革をめざすものだからです。政治、社会の変化にあわせて綱領も変化していかなければ、有権者の支持を得るといって、政党にとってもっとも大事な仕事ができないからです。

5 一人ひとりの党員の実践と声が綱領を発展させる

では、共産党はどうやって綱領や規約を変えているかというところ、党員一人ひとりの実践と意見をふまえてです。その一例として、2020年の綱領一部改正があります。

それ以前の綱領には、中国が社会主義をめざしており、「21世紀の世界史の重要な流れの1つとなろうとしている」という規定がありました。これを2020年に削除したのですが、志位委員長（当時）は改定理由の説明のなかで、党員から「もっと早ければよかった」という声が寄せられていることを紹介しました。

そうなのです。党員の多くは、党中央が綱領改定を提案するずっと以前から、中国の党は社会主義とは無縁であり、その中国を評価する綱領の規定が党活動の障がいになると思っていました。この規定をなんとかしてほしいと党内外で声を挙げていました。

私も、出版社に勤める党員として何かできないかを考え、「中国は社会主義か」というテーマのシンポジウムを開催し、立場の違いを超えて議論してもらいました。そして、その内容を本として出版することで、綱領規定と異なる立場が党内にあることを明らかにしてきました。

こうした党員の声と実践があつて、綱領の古い規定は削除されることになったのです。党指導部が必ずイニシアチブを発揮するわけではありません。

6 党員は「政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利」を持つ

なぜ私がそういう努力をしてきたのかと言えば、議会制民主主義のもとで政治を変える上で、政党が特別に重要な役割を持っているからです。そして、その政党の一員として党の政策、方針に意見を表明し、それを豊かなものにしていくことが、共産党綱領にもとづいて日本の政治、社会を変えることにつながるからです。

これは、準備書面で述べているように、「政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利」です。この権利は、ある場合は、国政選挙の候補者として立候補する権利にもつながります。

つまり、政党の結社の自由とは、党員1人ひとりが自分の努力で結社を豊かなものにすることで、国政に参加していくことなのです。

ところが、被告の主張を見ると、そういう見地が欠けています。結社の自由とは、党員の自由ではなく党指導部の自由だと、はき違えているようです。

国政選挙に立候補する権利についても、被告の前回期日の準備書面では、「党組織が認めない以上立候補できないのであり、具体的な権利といえるものではない」としています。最終的に党組織が認めない限り党員として立候補できないのは、どの党であれ同じです。しかし、どの党の立候補選考の過程を見ても、何人もが立候補の権利を主張し、党組織がその調整をするのであって、党員の立候補の権利を否定する政党は、共産党以外にはありません。

7 「分派」の定義を党中央だけが独占するのはおかしい

あるいは、私の除名理由の1つである「分派」の形成の問題でも同じことが言えます。私は、自分の行動が分派とされるのはおかしいと考え、個人情報法護法を活用し、党中央に対して、「分派」の定義を示せと求めました。ところが昨年5月15日付の党中央の回答は、「個人情報には該当しません」というものでした。私を「分派」を理由に除名しておきながら、私に対してさえその定義を示さないのです。

これはつまり、何を分派と定義するかは党中央だけが独占しているということです。分派を理由とし除名処分をする場合も、その党員にさえ分派とは何かを示さないのです。

被告は、結社の自由を根拠にして、裁判所には私の訴えを審査する権限はないと主張しています。しかし被告の主張は、党指導部の自由のための論理であり、真の意味で結社の自由を大切にするものではありません。結社の自由のためにも、私の党員としての地位を確認していただきたい。そのことを要望して意見陳述を終わります。

以上